

平成24年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

会議名	平成24年度第1回宇治市情報公開審査会
日時	平成24年6月5日(火) 午後2時00分～3時00分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	(委員) 毛利委員 橋本委員 吉田委員 吉松委員 (事務局) 土屋副市長 岩本広報課長 波戸瀬広報課主幹 倉辻広報課主任 (傍聴者) 1人 (欠席委員) 片桐委員
<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付等</p> <p>(1) 副市長から各委員に委嘱状が交付された。</p> <p>(2) 事務局より、欠席の片桐委員については、委員就任について承諾を得ていることの説明があった。</p> <p>(3) 副市長から挨拶が行われた。</p> <p>(4) 各委員から就任にあたっての挨拶が行われた。</p> <p>(5) 事務局より、事務局員の紹介が行われた。</p> <p>3 会長の選出等</p> <p>(1) 会長の選出 委員の互選により、毛利委員が会長となった。会長から就任にあたっての挨拶が行われた。</p> <p>(2) 職務代理者の指名 会長の指名により、橋本委員が会長職務代理となった。会長職務代理から就任にあたっての挨拶が行われた。</p> <p>4 本日の手順及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の手順について(事務局)</p> <p>ア 平成23年度情報公開制度運用状況について(報告事項)</p> <p>イ 平成23年度審議会等の会議の公開制度運用状況について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明(事務局)</p> <p>事務局より、平成23年度情報公開制度運用状況及び平成23年度審議会等の会議の公開制度運用状況についての資料の説明が行われた。</p> <p>5 報告事項 平成23年度情報公開制度運用状況及び平成23年度審議会等の会議の公開制度運用状況について</p> <p>(1) 事務局より、平成23年度情報公開制度運用状況及び平成23年度審議会等の会議の公開制度運用状況について説明が行われた。</p>	

(2) 質疑応答

(会 長) ただ今の事務局の説明について、何か質問はあるか。

(委 員) 昨年度の情報公開審査会の非公開理由は何か。

(事務局) 昨年度の情報公開審査会は、異議申立て事案を審議していたので、情報公開条例第25条の規定に基づき非公開となった。

(委 員) 法令秘による非公開である。

(委 員) 実施状況の説明で、決定単位170については不存在以外の非公開理由であったが、これは、特定の人の税金について情報公開があったのか。

(事務局) これは、法令秘に基づく非公開であるが、特定の団体の税情報と寄付金の総額に対する情報公開請求であった。税情報については、地方税法の守秘義務による非公開であった。寄付金については、不存在であった。

(委 員) 寄付金が不存在であるのは、匿名で受けていたということか。

(事務局) 寄付金はなかったということである。

(委 員) 存否応答拒否で対応すべきではなかったのか。非公開では、寄付をしていないことが分かってしまうのではないか。

(事務局) 法人情報に対しての公開請求であり、寄付をしていない事実を公開しても、法人の不利益にならないと判断した。個人情報に対しての公開請求であれば、存否応答拒否もありえたと考える。

(委 員) 決定単位134の取下げは、どのような理由だったのか。

(事務局) 公開請求は43年の建築計画概要書となっているが、宇治市に事務が移管されたのが46年であり、43年の建築計画概要書は存在しないことを請求人に伝えたところ、取下げとなった事案である。

(委 員) 決定単位138は不存在となっているが、これはなぜか。

(事務局) 河川敷之図は存在しなかったためである。

(事務局) 宇治川の河川敷は国が管理しているため、宇治市には存在しなかったと思われる。

(事務局) 請求人が、国の機関に確認し、宇治市に請求したと思われる。

(委 員) 決定単位160も同じような理由か。

(事務局) GISは課税のために構築されたものではないため、それに関する契約書や仕様書は存在しないので、不存在による非公開決定となった。下水道の契約書についても、「地番」、「筆界」を格納するためにGISは構築されていないため、こちらも不存在となっている。

(委 員) 決定単位219は、Bランクの損害賠償請求であるが、前年度に行った異議申立て事案は、その後どのようなようになったのか。

(事務局) 異議申立て事案については、答申のとおり、公開することとなった。この請求は、異議申立てとは別件であるが、同様の公文書に対する請求については、異議申立てと同じく公文書を公開した。

- (委員) 決定単位219は、異議申立て事案と同じ公文書に対する公開請求であったのか。
- (事務局) 違う公文書に対しても請求はあったが、同じものもあった。
- (委員) 支払状況については、同様である。
- (委員) 決定単位215は、個人の住所、氏名、印影以外は公開したのか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 決定単位189の不存在は、そもそもないということか。
- (事務局) このような届け出を求めているいないため、宇治市にはこのような公文書は存在しない、ということである。
- (委員) 請求人には、災害報告書がないことと、災害報告書の提出を求めていることを伝えたのか。
- (事務局) 郵送での公開請求であったので、そのようなことを文章にして説明した。
- (委員) 決定単位187, 188は、司法書士の職務上請求に対する公開請求であるが、このような請求があったか、なかったかを公開したのか。
- (事務局) そうである。司法書士からの請求が存在していたので公開したが、事業を営む個人の請求であるため、法人の不利益情報に該当するかにより判断し、このときは公開した。ただし、司法書士に依頼した依頼人の名前等は非公開とした。
- (委員) この公開請求は、司法書士を対象としたものか。
- (事務局) そうである。特定の司法書士が、宇治市に対して職務上請求していないかどうかを公開請求されたものである。
- (委員) 公開にあたって、司法書士に確認はしなかったのか。
- (事務局) 職務上請求があったことを公開しても、不利益情報には当たらないと判断したため、司法書士に対して確認は行っていない。
- (委員) 弁護士の職務上請求であっても、判断は同じか。
- (事務局) 基本的には、同じ判断になると思われる。
- (委員) 法人情報と考えたのか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 依頼者の氏名は非公開であるが、請求された人の氏名は公開されるのか。
- (事務局) 請求された人の氏名も非公開である。
- (委員) そうすると何が公開されるのか。
- (事務局) 司法書士の名前や、事務所の所在地は公開となる。
- (委員) 何件請求があったかという、枚数がわかるだけなのか。
- (事務局) 請求書そのものを公開するが、請求された人の情報や、依頼者の情報は非公開となる。
- (委員) 弁護士が請求する場合は事件名を記入するが、事件名については、どのような判断となるのか。
- (事務局) 個人情報や不利益情報であれば非公開となるが、そうでなければ公開となる。

- (委員) 本人からの開示制度は、情報公開請求とは別にあるのか。
- (事務局) 個人情報開示請求という制度がある。
- (委員) 公開しても司法書士の利益は害さないと思うが、その先にいる依頼人の利益を害する可能性があると思うが、その点は考慮されないのか。
- (事務局) 依頼人の情報については非公開となるので、依頼人の利益は害しないと判断している。
- (委員) 事件名が出ることによって、利益を害することにならないのか。
- (事務局) 事件名に氏名等が書かれていれば、その部分は非公開として請求書を公開するため、司法書士に依頼した人の権利利益は害さないよう配慮している。しかし、事件名であれば全てを一律非公開とするわけではない。
- (委員) 決定単位33のスズメバチの件は、どういったものか。
- (事務局) スズメバチの駆除に関する契約に対しての公開請求であるが、環境企画課と維持課で契約していた事実があるため、契約書を公開した。
- (委員) 環境企画課で不存在決定しているが、これは何か。
- (事務局) 業者紹介の名簿や対応マニュアルに対しての公開請求については、環境企画課にそのような公文書は存在しないため、不存在となった。
- (会長) よろしいか。それでは本件の報告事項についての質問はこれで終了する。

6 閉会

(会長署名)